

取消処分（有限会社ショウエイテクノ）

1 被処分者

- (1) 所在地 愛知県岡崎市渡町字薬師畔53番1
- (2) 名称 有限会社ショウエイテクノ 仮取締役 柳田潤一

2 許可を取り消す事業の内容

産業廃棄物処分業

- (1) 許可番号 第09020117521号
- (2) 許可年月日 平成18年6月30日
- (3) 有効期限 平成23年6月29日
- (4) 事業の範囲

ア 事業の区分

産業廃棄物処分業（選別、圧縮、破碎）

イ 取り扱う産業廃棄物の種類

(ア) 選別

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上8品目

(イ) 圧縮

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上1品目

(ウ) 破碎

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上1品目

3 処分の内容

産業廃棄物処分業の許可の取消し

4 取消年月日

平成23年12月20日

5 処分の理由

有限会社ショウエイテクノは、平成23年2月2日付けで行った改善命令について、履行されていない。

以上の事実は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の3に違反し、法第14条の3の2第1項第5号に規定する取消事由に該当する。